

～税務のチェックポイント Q&A 2～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

所得拡大促進税制の要件
(雇用保険に加入すべき者が未加入となっている場合) について

《内容》

平成25年度税制改正により、所得拡大促進税制が創設されましたが、この制度の適用要件に規定されています給与等には、雇用者給与等支給額から非継続雇用者や雇用保険法の一般保険者に該当しない者に支給した金額は控除するとされています。

この雇用保険法の一般保険者に該当しない者の範囲には、たまたま、雇用保険に加入すべき者が未加入になっていたような場合の者も含まれることになるのですか。

『答』

ご質問のケースにおける「雇用保険に加入すべき者が未加入になっていたような場合の者」については、「一般被保険者に該当する者」として、平均給与等支給額の計算の対象とすべきものと考えます。

(解説)

1 所得拡大促進税制とは、青色申告法人が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次のイからハまでの要件をいずれも満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額の10%相当額の法人税額の特別控除ができることとされています(措法42の12の4)。

イ 雇用者給与等支給増加額 \geq 基準雇用者給与等支給額 \times 5%

ロ 雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額

ハ 平均給与等支給額 \geq 比較平均給与等支給額

2 この場合の国内雇用者とは、法人の使用人(その法人の役員の特典関係者及び使用人兼務役員を除きます。)のうち国内の事業所に勤務する雇用者(具体的には、その法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された者)をいいます(措法42の12の4(2)一、措令27の12の4(2))。

なお、労働基準法上、賃金台帳には、正社員、アルバイト、パート、日雇い等のいずれも記

載することとされていますから、日々雇い入れられる者も国内雇用者に該当します。
なお、雇用保険法では、労働者が雇用される事業を適用事業とし（雇用保険法5）、適用事業に雇用される労働者であって、第6条各号に掲げる者（①65歳に達した日以後に雇用される者、②一週間の所定労働時間が20時間未満である者及び③同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者）以外のものを被保険者と規定し（雇用保険法4）、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く被保険者を「一般被保険者」と規定しています（雇用保険法60条の2①一）。
また、事業主は、その雇用する労働者が被保険者（日雇労働被保険者を除く。）となったときは、翌月10日までに、所轄ハローワークの長に雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければならず、ハローワークの長による被保険者資格の確認（確認自体は届出がなくても職権で行うことができる）を受けると、雇用保険被保険者証（以下「被保険者証」）及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）が事業主を通して交付されます（雇用保険法7、雇用保険法施行規則6）。

3 ところで、上記1のハにおける「平均給与等支給額」とは、①雇用者給与等支給額のうち継続雇用者（適用年度及びその前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます。）に係る金額（雇用保険法60条の2に規定する一般被保険者に該当する者に対して支給したものに限り、再雇用者等の継続雇用制度対象者に対して支給したものを除きます。）を、②その継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数（各月ごとの給与の支給の対象となる継続雇用者数の合計）で除して計算した金額とされています（措法42の12の4②六、措法令27の12の4⑪、⑫）。

このように、①の「雇用者給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額」については、「一般被保険者に該当する者に対して支給したもの」に限ると規定されています（措法令27の12の4⑪）ので、「一般被保険者に対して支給したもの」ではなく「一般被保険者に該当する者に対して支給したもの」と解釈されると捉えられます。

すなわち、「一般被保険者に該当する者」とは、上記2の被保険者として資格取得がなされた一般被保険者のみをいうのではなく、上記2の①～③の要件を満たし、本来であれば上記2の手続きを経ることにより一般被保険者になり得る者をも含む概念と考えられます。

したがって、ご質問のケースにおける「雇用保険に加入すべき者が未加入になっていたような場合の者」についても、「一般被保険者に該当する者」として、平均給与等支給額の計算の対象とすべきものと考えます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。